

静岡県新文化施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例をここに公布する。

令和7年10月17日

静岡県知事 鈴木 康 友

静岡県条例第47号

静岡県新文化施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、人々の来訪及び交流の促進を図り、もって地域経済の活性化及び文化の向上を図ることを目的として駿東郡長泉町に整備する施設（以下「静岡県新文化施設」という。）の公共施設等運営権（法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）に係る実施方針（法第5条第1項に規定する実施方針をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(民間事業者の選定の手続)

第2条 法第8条第1項の規定により選定事業（法第2条第4項に規定する選定事業をいう。）を実施する民間事業者として選定されようとする民間事業者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当する民間事業者のうちから、最も適切に静岡県新文化施設の運営等（法第2条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。）を行うことができると認められる民間事業者を選定するものとする。

- (1) 静岡県新文化施設の運営等を適正かつ確実にを行うために必要な計画を有する者であること。
- (2) 静岡県新文化施設の運営等を適正かつ確実にを行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。

(運営等の基準)

第3条 公共施設等運営権者（法第9条第4号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる基準により、静岡県新文化施設の運営等を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例、規則その他の規程の規定を遵守し、適正に静岡県新文化施設の運営等を行うこと。
- (2) 静岡県新文化施設を利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施方針で定める基準

(業務の範囲)

第4条 公共施設等運営権者が行う業務の範囲は、静岡県新文化施設の運営及び維持管理その他必要な業務であって実施方針で定めるものとする。

(利用料金に関する事項)

第5条 静岡県新文化施設の利用料金（法第2条第6項に規定する利用料金をいう。）に関する事項は、公共施設等運営権者が知事と協議して定めるものとする。

(公共施設等運営権の移転の特例)

第6条 知事は、公共施設等運営権の移転を受ける者が次に掲げる基準に適合する場合は、法第26条第4項

本文の議会の議決を要しない。

- (1) 公共施設等運営権の移転を受ける者が法第9条各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 公共施設等運営権の移転が実施方針に照らして適切なものであること。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。